

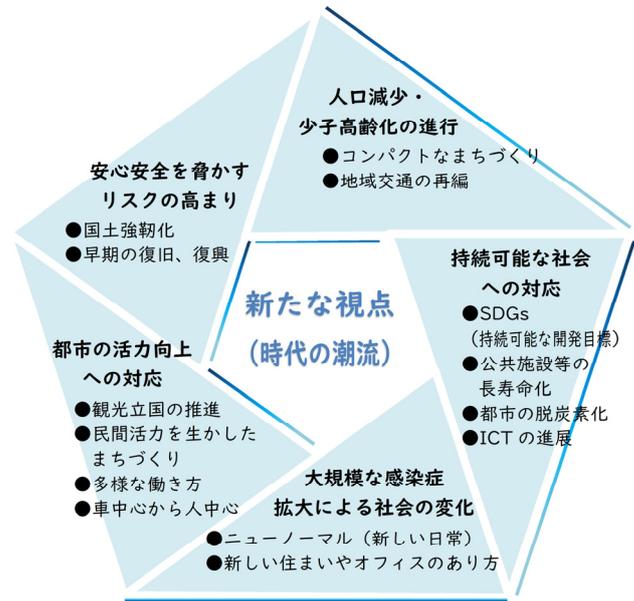
第二次かごしま都市マスタープランの策定を進めています ～素案をまとめました～

1 都市マスタープランについて

都市マスタープラン策定の趣旨

本市では、2001（平成13）年に「かごしま都市マスタープラン」を策定し、2004（平成16）年の市町合併に伴い、2007（平成19）年に改訂を行ったほか、2017（平成29）年には都市マスタープランの一部である「かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）」を策定し、これらのプランに基づき、都市づくりを進めてきました。

このたび、「かごしま都市マスタープラン」が策定当初の目標年次を迎えることから、これまでの都市づくりの視点に、社会経済情勢の変化など、時代の潮流を見据えた新たな視点を加えた上で、「第二次かごしま都市マスタープラン」を策定するものです。



都市マスタープランの役割

① 都市の将来像を明示

長期的な視点から都市の将来像や都市づくりの基本理念・基本目標などを示します。

② 都市計画の決定・変更の指針

土地利用の規制・誘導、市街地開発事業、道路や公園など、個別の都市計画に対する基本的な方向性を示します。

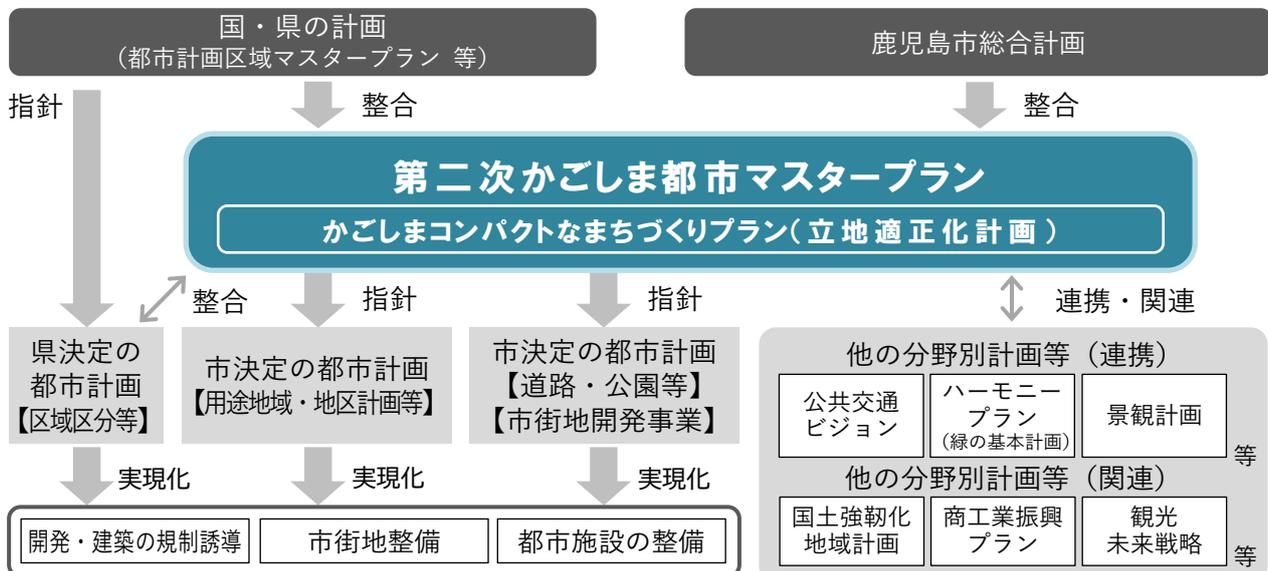
③ 総合計画の都市計画に関する部門の実現化計画

総合計画を基本に、国や県の広域的な計画と整合を図り、実施中又は計画・構想中の都市計画に関係する事業などの指針となるものです。

④ 市民の理解と協働の促進

都市づくりの方向性などを市民と共有することで、都市計画に関する市民の理解を深め、協働を促進します。

都市マスタープランの位置づけ



都市マスタープランの目標年次

期間：2022（令和4）年度から20年後

社会経済情勢の急激な変化や総合計画の見直しなどを踏まえ、必要に応じて内容の見直しを検討します。

都市マスタープランの対象区域

本プランでは、都市計画区域外を含む市全域を対象区域とします。

SDGs との関連

国連の持続可能な開発目標（SDGs）は、世界共通の目標として、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。本プランでは、関連の深い12のゴール達成に向け、都市づくりを推進します。

【関連が深いゴール】



都市づくりの課題と方向性

課題

- (1) 財政の健全化や大規模な感染症、技術革新などに対応するための持続可能な都市経営
- (2) 個性ある地域づくりに対応するための住民参加の促進
- (3) 人口減少社会などに対応するための地域特性に応じた拠点の形成
- (4) 超高齢社会などに対応するための交通体系の構築
- (5) 都市の活力向上や子育て・医療・福祉が充実した次世代を育む環境整備の推進
- (6) 大規模自然災害などに対応するための防災・減災や暮らしの安全に配慮した環境整備の推進
- (7) うるおいのある都市環境づくり、美しい景観づくりの推進

方向性

- ① 成熟した持続可能な都市づくり
- ② 多様な主体による協働の都市づくり
- ③ コンパクトで暮らしやすい都市づくり
- ④ 快適で移動しやすい都市づくり
- ⑤ にぎわいと活力のある都市づくり
- ⑥ 安心・安全な都市づくり
- ⑦ 自然・歴史・文化を生かした都市づくり

都市づくりの全体にかかる視点

都市づくりのテーマ

2 全体構想

都市づくりの基本理念

基本理念1 成熟した持続可能な都市づくり

「都市経営」の観点から、都市の活力を生み出す取組を進めます。

基本理念2 多様な主体による協働の都市づくり

「地域共創」の観点から、地域の価値を向上させる取組を進めます。

都市づくりの基本目標

基本目標1 コンパクトで暮らしやすい都市

- 中心市街地や地域の拠点などに都市機能を誘導するとともに、交通の利便性の高い地域などに居住を誘導することによって、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。
- 公共施設等については、長期的な視点をもって、更新や長寿命化等を計画的に行うとともに、整備・運営に民間の資金などの導入を推進します。
- 増加する空き家や空き地等を都市づくりの資源として活用を図ります。

基本目標2 快適で移動しやすい都市

- 市民活動を支える道路交通環境の形成を図ります。
- 利便性・効率性が高い公共交通環境の形成を図ります。
- 誰もが安全で快適に移動できる交通環境の形成や、車中心から人中心の交通環境の創出を図ります。

基本目標3 にぎわいと活力のある都市

- 中心市街地等への都市機能の集積により、県都としてふさわしい広域的な拠点形成を図ります。
- 居心地がよく歩きたくなる環境づくりや地域資源を活用した観光振興などにより、都市の活力向上を図ります。
- 産業の成長を促進させる都市づくりを進めるとともに、新たな生活様式に対応した多様で柔軟な働き方を促進する仕組みづくりや、未来の活力となる次世代を育む環境の整備などを図ります。

基本目標4 安心・安全な都市

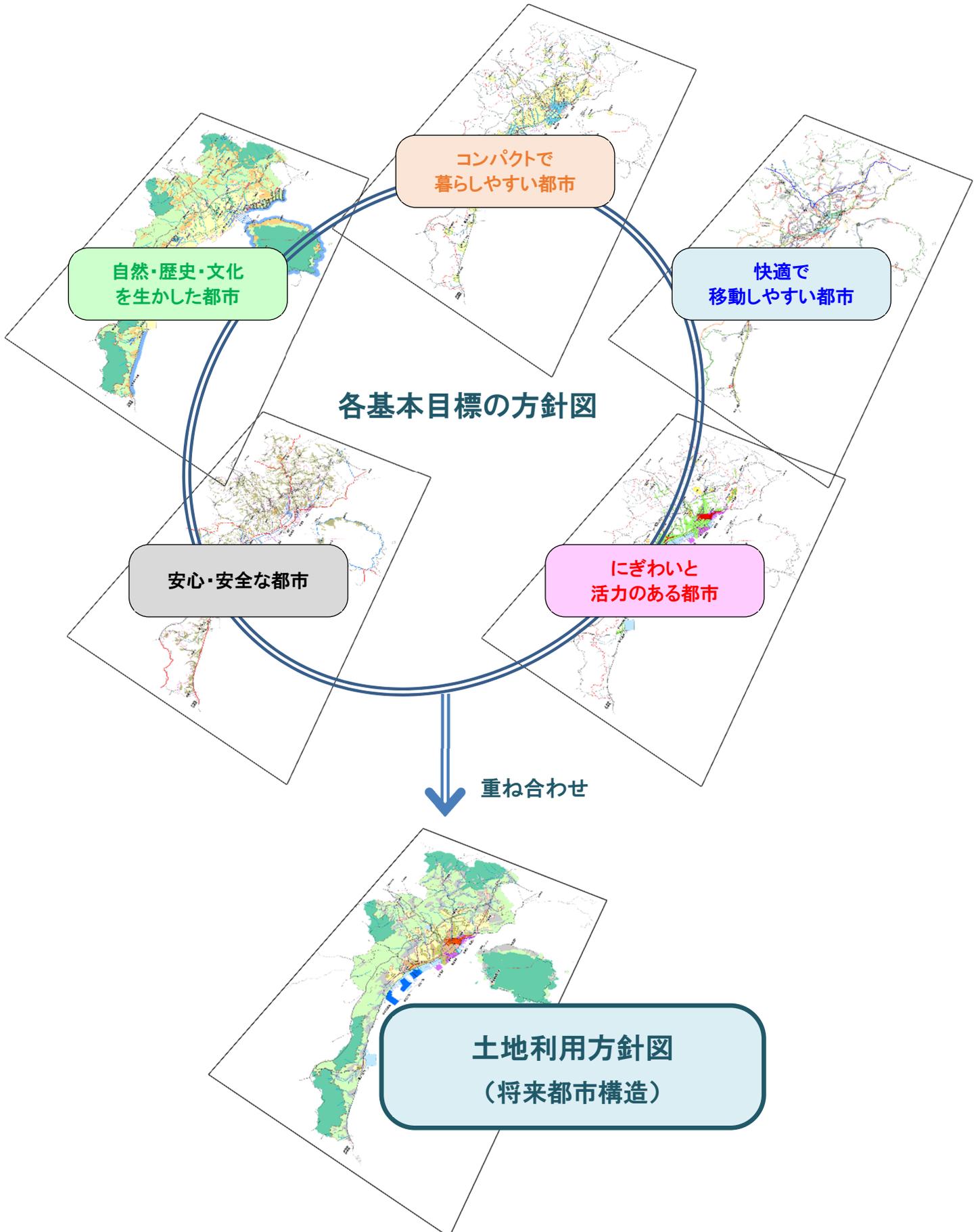
- 風水害、桜島爆発・降灰や地震・火災などの災害に強い都市の形成を図ります。
- 大規模な自然災害が発生した際には早期に復旧・復興ができる都市の形成を図ります。
- 空き家等の対策や地域の防犯体制の向上など、暮らしの安全確保を図ります。

基本目標5 自然・歴史・文化を生かした都市

- 歴史・文化資源や自然環境を保全・活用して良好な都市景観や自然環境と触れ合う場などを形成し、魅力あふれる都市の形成を図ります。
- 緑豊かな美しい都市づくりに取り組み、うるおいと彩りを感じられる環境の創出を図ります。
- 「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けて、脱炭素型の環境に配慮した効率的な都市の形成を図ります。

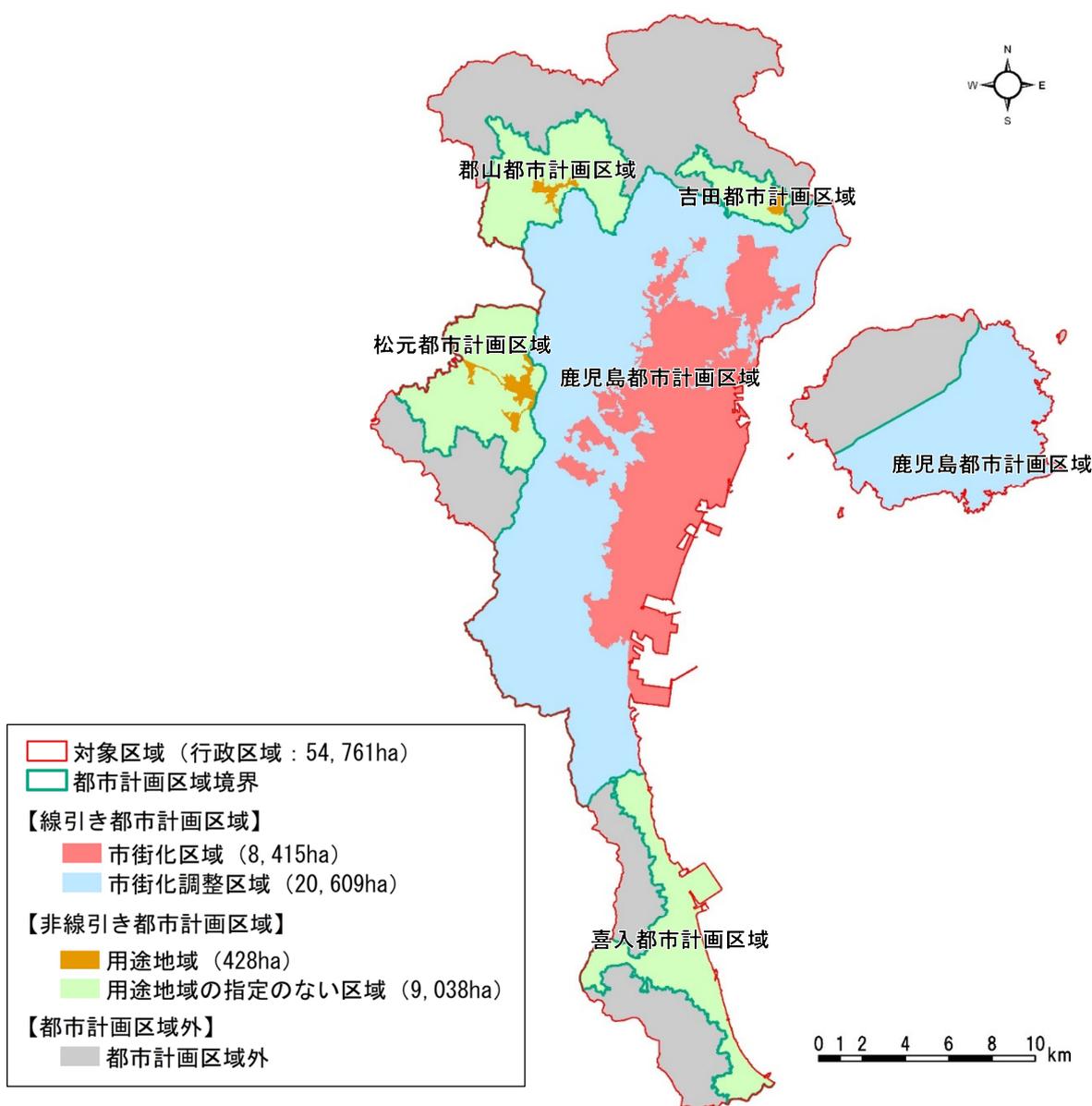
将来都市構造の考え方

将来都市構造は、各基本目標に基づく取組を総括した「土地利用方針図」として整理します。



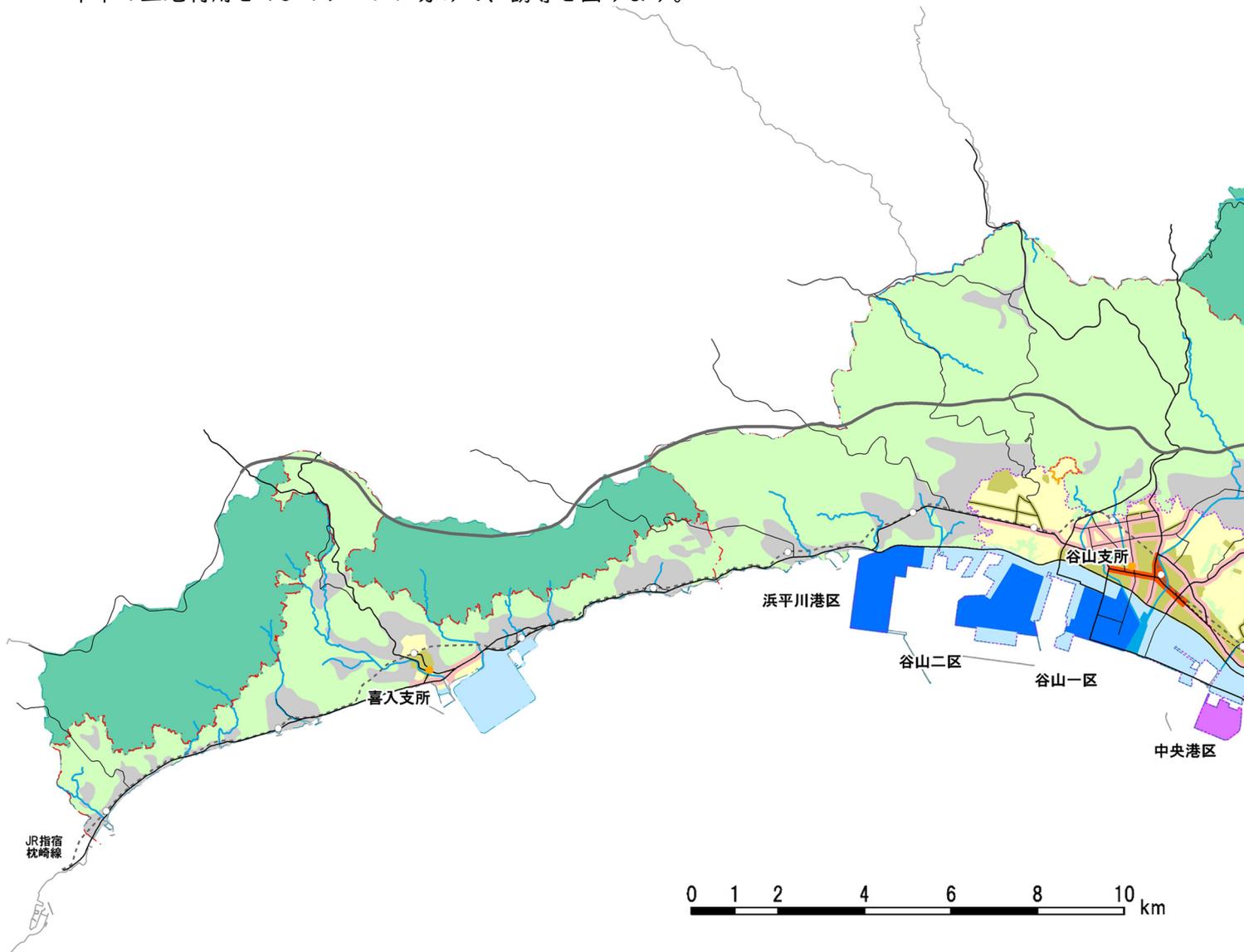
土地利用全体に関わる方針

- 都市計画区域や区域区分などのあり方については、当面、現状を基本とした土地利用を維持していきますが、今後の人口動向や土地利用動向、社会経済情勢の変化などを踏まえて、引き続き調査・検討します。
- コンパクトなまちづくりを推進するため、社会経済情勢の変化などを踏まえて、立地適正化計画における都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導施設などの見直しを検討します。
- 都市の活力を生み出し、地域の価値を向上させるため、中心市街地や地域の核との整合を図りながら、用途地域の見直しや特別用途地区の活用などの土地利用誘導策を検討します。
- 住宅団地などでは、職住育近接や住民が集える場の実現に向けた居住環境向上用途誘導地区の導入などの土地利用誘導策を検討します。
- 市街化調整区域の集落核では、生活利便施設を誘導するため、都市計画提案制度による地区計画の活用や開発許可の運用見直しなどを検討します。
- 非線引き都市計画区域では、良好な居住環境の形成に向けて、特定用途制限地域の活用を図るとともに、開発許可の規模の引き下げなどについて検討します。

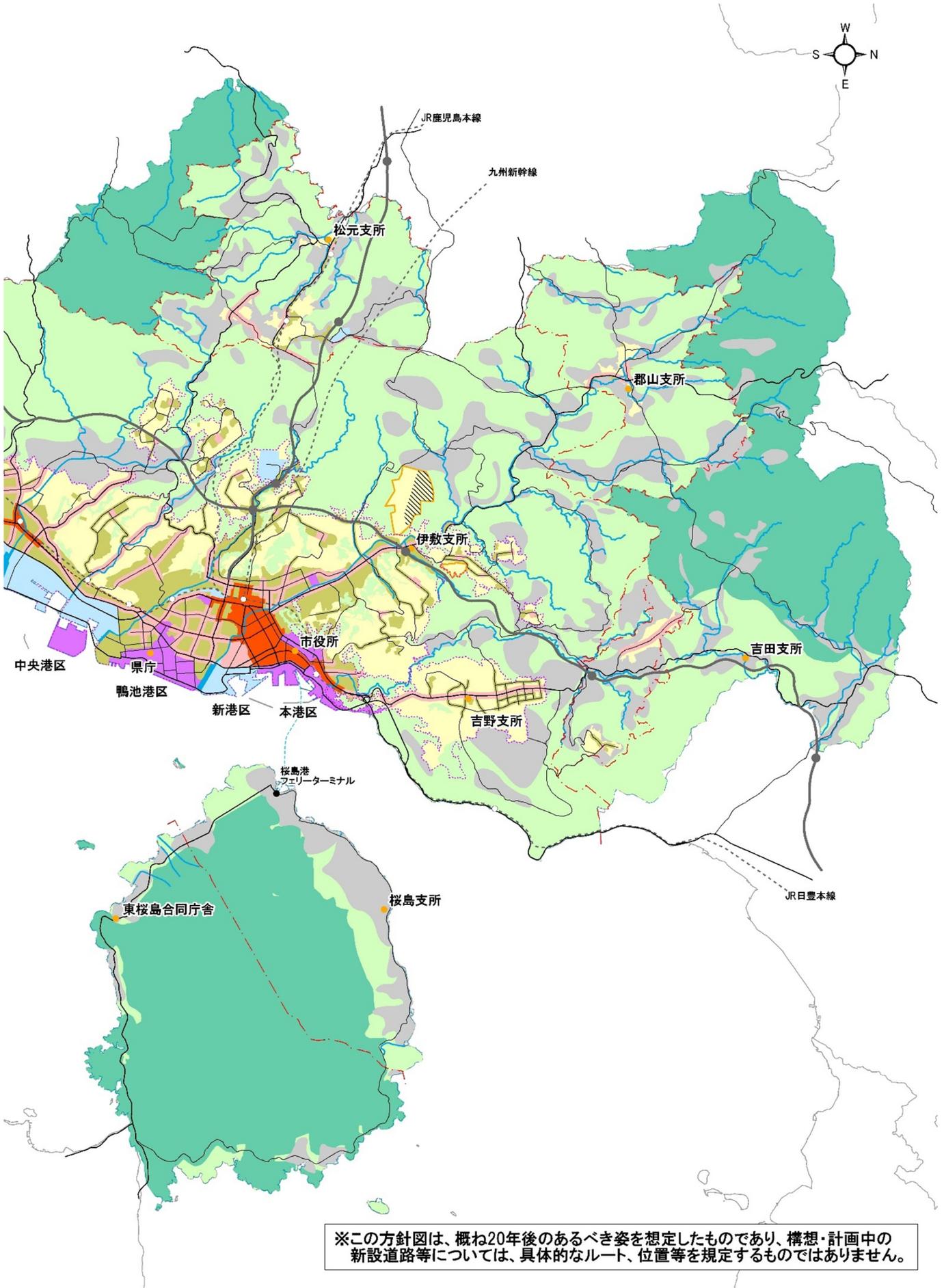


土地利用方針図

本市の土地利用を10のゾーンに分けて、誘導を図ります。



| | | |
|--|--------------|---|
| | 中心商業・サービスゾーン | 「商業・サービス機能」などの高度な集積を生かし、都市拠点の形成を図る地区 |
| | 広域交流・業務ゾーン | 「観光交流機能」、「スポーツ・娯楽レクリエーション機能」、「業務機能」などの集積を生かし、交流拠点の形成を図る地区 |
| | 地域商業・サービスゾーン | 日常生活に必要な「商業・サービス機能」の集約により地域の生活拠点の形成を図る地区 |
| | 職住共生ゾーン | 都市型住宅を中心とした多機能的で利便性の高い居住環境の形成を図る地区 |
| | 生活環境保全ゾーン | 低層住宅を中心とした良好な居住環境の維持・保全を図る地区 |
| | 複合産業ゾーン | 「産業・物流機能」や「港湾業務機能」を中心とした複合的な土地利用を図る地区 |
| | 工業ゾーン | 「工業機能」の維持・増進を図る地区 |
| | 田園集落ゾーン | 農業生産環境と調和した集落環境の維持・保全を図る地区 |
| | 自然環境保全・活用ゾーン | 農山村地域の一団の農地や、山林、自然海岸などの自然環境の保全・活用を図る地区 |
| | 自然公園・森林ゾーン | 自然公園区域などの優れた山林自然環境の保全を図る地区 |



※この方針図は、概ね20年後のあるべき姿を想定したものであり、構想・計画中の
 新設道路等については、具体的なルート、位置等を規定するものではありません。



基本目標1 コンパクトで暮らしやすい都市

それぞれの地域特性に応じて生活に必要な施設が集約する拠点の形成などを進め、「コンパクトで暮らしやすい都市」を目指します。

1. 利便性の高い都市の形成に向けた都市機能の誘導

- 地域の特性に応じた都市機能の誘導による利便性の高い都市の形成
- 中心市街地等における広域の利用者を対象とする高次都市機能の集積
- 地域生活拠点や団地核における店舗などの生活利便施設の集約
- 集落核における活力の維持・保全に向けた小～中規模な店舗などの生活利便施設の誘導

2. 歩いて暮らせる生活圏の形成に向けた居住の誘導

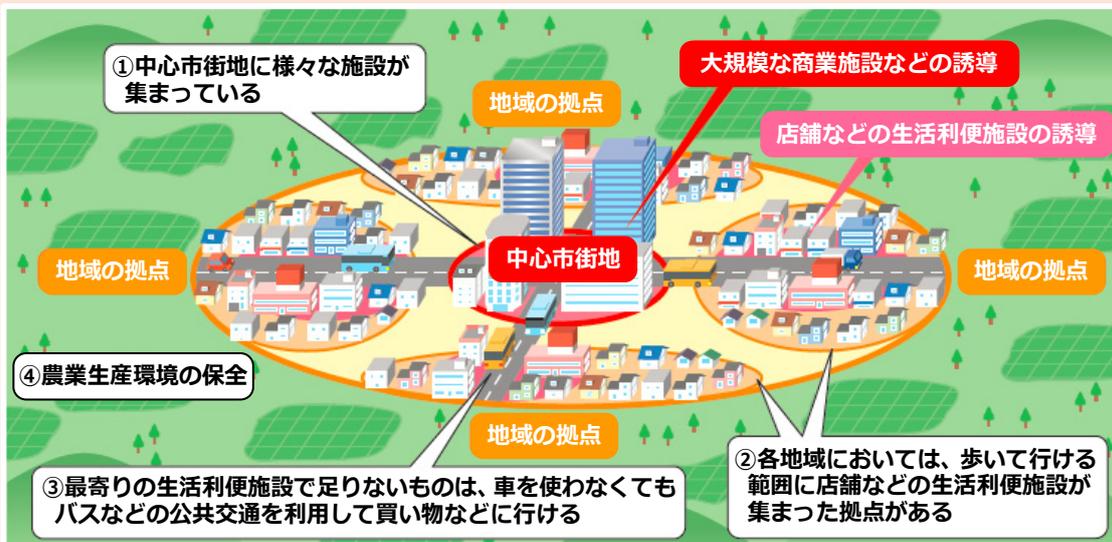
- 居住誘導による人口密度の維持と生活の利便性が確保された都市の形成
- 中心市街地等における利便性の高い地域特性を生かした都心居住の誘導
- 市街地平坦部における都市機能が集約された利便性の高い地域特性を生かした都市型居住の誘導
- 住宅団地などにおける既存の住環境を生かしたゆとりある居住の誘導
- 集落などにおける農業生産環境の保全に向けた新たな大規模開発の抑制

3. 公共施設等の計画的な更新と長寿命化

- 都市づくりと連携した公共施設等の適正な配置の検討
- 道路や下水道などのインフラの計画的な更新と長寿命化の推進
- 公共施設等の整備・運営への民間資金などの導入の推進
- 公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
- 長期未着手の都市計画道路や公園の見直しの検討

4. 空き家・空き地等の民間資源の活用

- 住宅が循環利用される環境の整備など、住宅ストックの活用の検討
- 都市のにぎわいの創出に向けた空き店舗などの有効活用の検討
- 空き地を交流広場とするなどの有効活用の検討



利便性の高い都市のイメージ



基本目標2 快適で移動しやすい都市

高齢者や障がい者などを含むすべての人々が、安心して移動できる交通環境を整備し、「快適で移動しやすい都市」を目指します。

1. 市民活動を支える道路交通環境の形成

- 南九州西回り自動車道などの「高規格幹線道路」の整備促進
- 鹿児島東西幹線道路、鹿児島南北幹線道路などの「地域高規格道路」の整備促進
- 小山田谷山線、鹿児島吉田線などの「主要幹線道路」の整備促進
- 臨港道路、向川原惣福線、武武岡線などの「幹線道路等」の整備
- 慢性的な渋滞解消に向けた交差点の改良
- 情報通信技術を活用した道路交通の利便性の向上



市民活動を支える道路整備

2. 利便性・効率性が高い公共交通環境の形成

- 地域の拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの形成
- 郊外の交通結節点におけるパークアンドライド駐車場の整備促進
- 公共交通の利用促進措置に応じた駐車場などの附置義務軽減の検討
- 鉄道及び軌道とバスなどの乗換の円滑化や利用環境の改善による利便性と快適性の向上
- 公共交通不便地などにおけるコミュニティバスや乗合タクシーなどの交通手段の確保
- 公共交通の定時性や速達性の向上に向けた公共車両優先システムの拡充の検討
- ICTを活用した案内情報の充実やルート検索及び支払いなどが可能なシステムの活用等の検討



情報通信技術を活用した交通環境の向上

3. 安全で快適な交通環境の形成

- 中心市街地等における重点的なバリアフリー化の推進
- バリアフリーに配慮した軌道施設や旅客施設などの整備
- 歩道の段差・勾配の解消などによる歩行空間のバリアフリー化
- バス停などにおける待合施設の改善
- 生活道路におけるゾーン30の導入などによる交通安全対策の推進
- 狭隘な道路における道路拡幅の推進



人にやさしい歩行空間の整備

4. 車中心から人中心への交通環境の創出

- 快適で移動しやすく、健康づくりにもつながる歩行者や自転車の通行空間の整備推進
- シェアサイクルの利便性の向上
- 民間開発と連携したサイクルアンドライド駐輪場などの整備検討
- 自動運転などの技術革新に対応するため、国の動向などを踏まえながら、利用形態や利用頻度に合わせた道路のあり方の検討



基本目標3 にぎわいと活力のある都市

国内外の観光客や企業が来訪・進出したくなる環境づくりや、多様で柔軟な働き方を可能とする仕組みづくり、子育て・医療・福祉が充実した次世代を育む環境づくりを進め、「にぎわいと活力のある都市」を目指します。

1. 県都としての都市機能が集積された広域的な拠点の形成

- 再開発事業や土地の高度利用などによる都市機能の集積と商業・業務機能の一層の充実
- 広域的な拠点の形成に向けた高度な医療を提供する病院などの高次都市機能の集積
- MICE 施設の立地に向けた土地利用の検討

2. 居心地がよく歩いて楽しい個性と魅力ある都市空間の創出

- 沿道店舗における低層部のガラス張りなどを促進する方策の検討
- 歩道のカラー舗装化やベンチの設置などの検討
- 道路空間を活用したオープンカフェなどの設置を促進する方策の検討
- 地域の価値を高める取組（エリアマネジメント）の促進
- にぎわいや潤いが共存する都市空間の創出に向けた公共空間の利活用の検討



歩いて楽しい都市空間の創出

3. 稼ぐ観光都市の実現

- 広域交流機能（観光交流施設、スポーツ・娯楽レクリエーション施設、公共施設等、業務施設など）の集積を生かしたにぎわいあふれる交流拠点の形成
- 中心市街地の回遊性向上やにぎわいの創出に向けた路面電車観光路線の新設などの検討
- 本港区エリアにおけるいづろ・天文館地区などとの連携が図られた拠点の形成
- マリポートかごしまにおけるウォーターフロントの魅力向上
- にぎわい創出の拠点としての役割が期待されるサッカー等スタジアムの整備推進
- 世界文化遺産やジオパークの魅力を高めるための環境整備
- 情報通信技術を活用した都市サインの設置



ウォーターフロントの魅力向上

4. 産業の成長促進に向けた多様な働き方の実現

- 産業構造の変化に対応した土地利用の誘導
- テレワークや都市型産業などの多様な働く場の誘導による職住近接型の都市の形成
- クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地に向けた土地利用の誘導

5. 子育て・医療・福祉が充実した次世代を育む生活環境の形成

- 安心して暮らせる環境の形成に向けた医療施設や福祉施設の整備・充実
- 子育て施設併設時の要件緩和などの職住育近接型のまちづくりに向けた立地の誘導
- あらゆる世代が多様なスポーツに親しみ、心身の健康増進などにつながるような環境整備の推進
- 住宅団地における地域主体による団地の活性化に向けた取組の促進

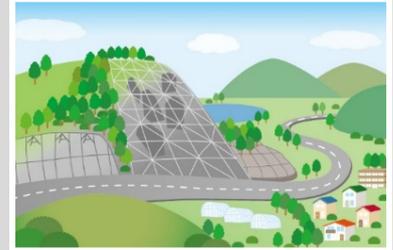


基本目標 4 安心・安全な都市

大規模自然災害などに対応するため、防災・減災・暮らしの安全などに配慮した環境整備を進め、「安心・安全な都市」を目指します。

1. 風水害に強い都市の形成

- 災害発生の危険性が特に高い地域における開発抑制や住居移転の促進
- 災害発生の危険性が高い地域における居住を誘導しない方策の検討
- 砂防施設などの整備促進や急傾斜地崩壊対策事業などの推進
- 河川改修や公共下水道（雨水）の整備などの総合的な治水対策の推進



土砂防災対策の推進

2. 桜島爆発・降灰に強い都市の形成

- 火山灰などの堆積による土石流や洪水を防ぐための対策の促進
- 商店街における降灰時でも安心して買い物ができるアーケードの整備促進
- 大規模噴火時における市街地側の大量軽石火山灰の降下に備えた広域避難計画の周知



火山防災対策の推進

3. 地震・火災に強い都市の形成

- 円滑な避難などに向けた緊急輸送道路沿道の不燃化や耐震化の促進
- 滑動崩落や液状化が懸念される宅地などの耐震化の促進
- 住宅などの耐震化やブロック塀などの安全対策の促進
- 避難や救助活動などの支障とならないよう、公共施設等の耐震化の推進
- 被災時における緊急輸送の確保などのための道路の無電柱化
- 津波発生時の迅速な避難を確保するための津波避難ビルの指定の推進
- 安全で良好な都市環境を創出するための土地区画整理事業の推進
- 建築物の不燃化を促進するため、防火・準防火地域の見直しなどの検討
- 大規模火災発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や広場などの確保



地震防災対策の推進

4. 早期に復旧・復興できる都市の形成

- 一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備促進
- 避難場所における防災設備の整備推進
- 災害に強い道路網の形成
- 災害廃棄物の仮置場の確保
- エネルギー供給施設などの高台への分散立地の促進
- 都市基盤が未整備な地区における面的な市街地整備による復興と都市基盤が整備されている地区における個別修復型の復興の検討

5. 暮らしの安全などに配慮した都市の形成

- 危険な空き家等の解体などの促進
- 防犯灯や防犯カメラの設置などの促進
- 情報通信技術により道路・公園の不具合などを把握するシステムの検討



基本目標 5 自然・歴史・文化を生かした都市

人と自然が共生する都市環境の構築や魅力あふれる鹿児島らしい景観づくりを進め、「自然・歴史・文化を生かした都市」を目指します。

1. 良好な都市景観の形成

- 桜島や城山への眺望などの自然と市街地が一体となった雄大な眺望景観の保全
- 「景観形成重点地区」の指定などによる地域特性を生かした創造性豊かな景観の形成・活用
- 中心市街地におけるまちなみ景観づくりや歴史と文化を生かした空間の創出
- 世界文化遺産の保全と活用



歴史等を生かした市街地空間の創出

2. 緑豊かなうらおいのある都市環境の形成

- 生垣や花壇の設置などの宅地緑化の促進による緑に囲まれたまちなみの形成
- 市民や事業者などとの協働による緑化活動の促進
- 公園の再整備や安全対策の推進
- 民有地の借上げなどによる公園整備の推進
- 優れた眺望や自然環境を生かした武岡公園の整備推進
- 市電の軌道敷緑化や街路樹、花壇などの身近な緑の育成・創出
- 公共施設等の整備や一定規模以上の開発行為での緑化の促進
- 工場敷地内における緑化などの促進
- 身近な緑地の保全に向けた市民農園制度や生産緑地地区の指定などの緑地保全制度の導入の検討



斜面緑地の保全

3. 自然環境の保全・活用

- 田園風景と調和した集落環境の維持・保全
- 市街地に残された貴重な緑である「斜面緑地」を保全する方策の検討
- 城山周辺における自然観察の場としての保全・活用
- 河川の整備にあわせた生物の生息空間に配慮した水辺づくり
- グリーンインフラの導入の検討

4. ゼロカーボンシティかごしまの実現

- 再生可能エネルギーの地産地消
- エネルギーの効率的利用などによる環境性能の高いまちづくりの検討
- 公共施設等の省エネルギー化の推進
- 環境性能の高い建築物を誘導する手法の検討



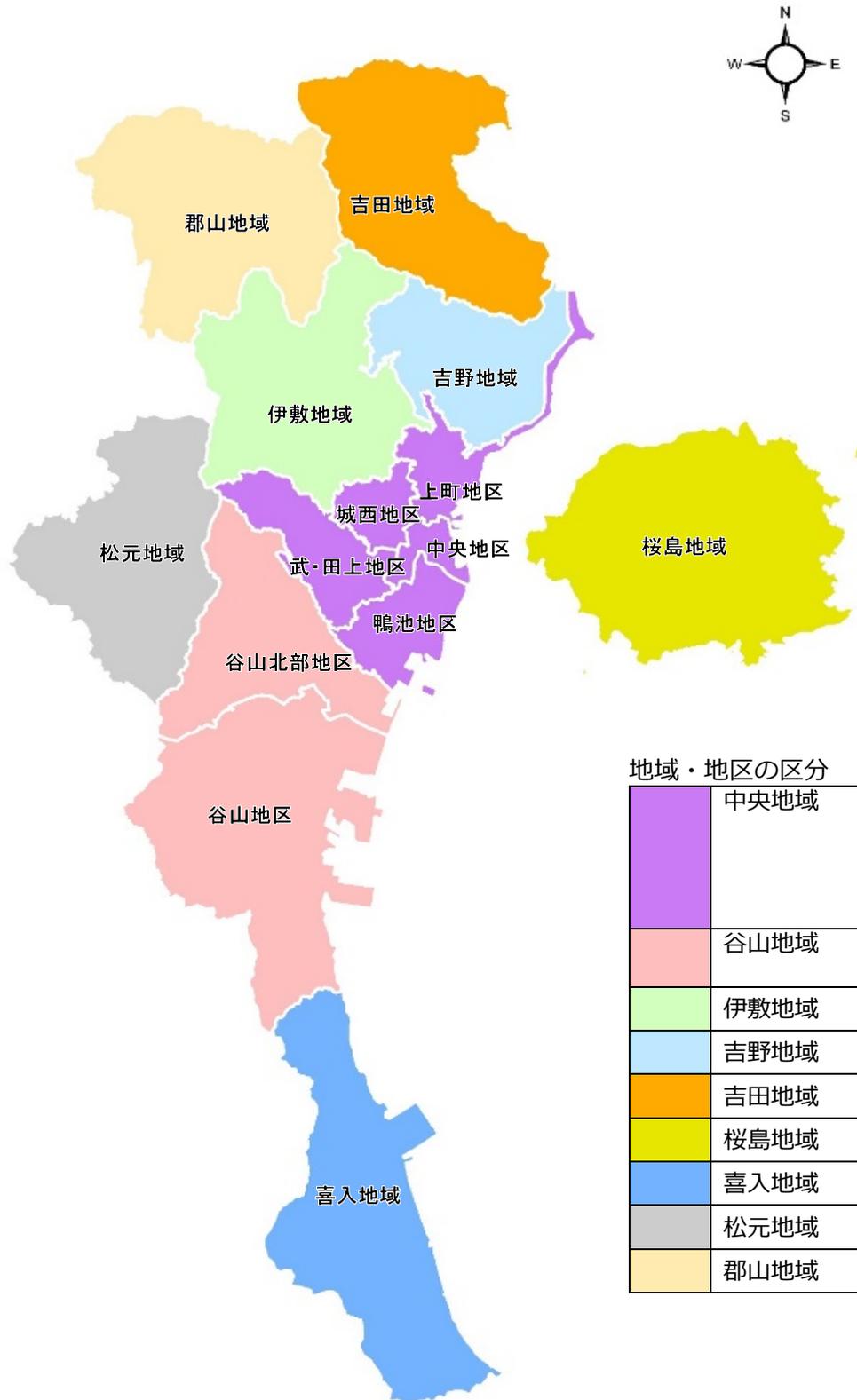
再生可能エネルギーの地産地消

3 地域別構想

地域別構想の考え方

総合計画で区分している14の地域・地区を基に地域別構想を示します。

地域別構想は、全体構想を踏まえ、地域の課題に対応したそれぞれのまちづくりの方針を示すものです。



地域・地区の区分

| | | |
|--|------|--|
| | 中央地域 | : 中央地区 : 上町地区 : 鴨池地区 : 城西地区 : 武・田上地区 |
| | 谷山地域 | : 谷山北部地区 : 谷山地区 |
| | 伊敷地域 | |
| | 吉野地域 | |
| | 吉田地域 | |
| | 桜島地域 | |
| | 喜入地域 | |
| | 松元地域 | |
| | 郡山地域 | |

1. 中央地区

◆地区のまちづくり構想

- 中心市街地にふさわしい多様な都市機能の集積と都心居住の誘導
- 鹿児島東西幹線道路の整備促進などによる交通の円滑化
- 県都の中心として広域的な拠点の形成と歩いて楽しい都市空間の創出
- 自然災害に備えた中心市街地の形成
- かごしまの景観や歴史文化を生かしたにぎわいと潤いが共存する都市空間の形成

◆整備方針（ゾーン毎）

- 中心商業・サービスゾーン**
 - 広域的な拠点形成に向けた特定用途誘導地区の導入などの検討
 - 商業・業務機能の充実に向けた再開発の促進
 - 道路空間を活用したオープンカフェなどの設置を促進する方策の検討
 - 都市軸における公共性の高い市街地再開発事業の支援の検討
 - 景観軸にふさわしい都市空間の形成
 - にぎわいや憩える場の創出に向けた甲突川沿岸緑地の利活用の検討
- 広域交流・業務ゾーン**
 - 本港区周辺におけるいづろ・天文館地区などとの連携が図られた土地利用の誘導
- 地域商業・サービスゾーン**
 - 商業・サービス機能や都市型居住の誘導に向けた特定用途誘導地区の導入などの検討
- 職住共生ゾーン**
 - 職住育近接型のまちづくりに向けた働く場などの立地誘導
- 複合産業ゾーン**
 - 住宅と地場産業の工場などの共存した環境の維持

◆整備方針図



◆整備方針（地区全体）

- 公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
 - 空き家・空き地等の民間資源の活用
 - 空き店舗の有効活用の検討
- 鹿児島東西幹線道路・鹿児島南北幹線道路の整備促進
 - 交通混雑の著しい交差点改良の検討
 - 公共交通の結節機能の強化
 - 公共交通の利用促進措置に応じた駐車場などの附置義務軽減の検討
 - 民間開発と連携した公共交通や自転車などの利用促進措置の検討
 - バリアフリー環境の整備推進
 - 自転車走行ネットワークの整備推進
 - コミュニティサイクルの運営
 - 車中心から人中心への道路のあり方の検討
- エリアマネジメントの促進
 - 鹿児島中央駅周辺の一体的まちづくりの推進
 - いづろ・天文館地区のにぎわい拠点を生かした回遊性の向上
 - 天文館公園・加治屋まちなかの杜公園・甲突川左岸右岸緑地・上荒田の杜公園の活用
- 甲突川の流域における治水対策の推進
 - 無電柱化の促進
 - 民間開発と連携した一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備促進
 - 災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
 - 危険な空き家等の解体などの促進
- 鹿児島らしい夜間景観の形成と統一感のある都市サインの設置促進
 - フラワー・パートナーなどとの協働による緑化の促進
 - 民間建築物などの屋上・壁面緑化の促進
 - 公園の再整備や安全対策の推進
 - 市電軌道敷緑化の維持・保全
 - 市街地における身近で貴重な河川空間の保全・活用

2. 上町地区

◆地区のまちづくり構想

-  市役所や鹿児島駅周辺などにおける多様な都市機能の集積と都心居住の誘導
-  国道10号鹿児島北バイパスの整備促進などによる交通の円滑化
-  本港区や磯地区などの魅力向上による稼ぐ観光都市の実現
-  浸水や土砂災害などに備えた災害に強いまちづくりの推進
-  城山などの自然環境や世界文化遺産をはじめとする歴史的な景観の保全と活用

◆整備方針（ゾーン毎）

中心商業・サービスゾーン

-  広域的な拠点形成に向けた特定用途誘導地区の導入などの検討
-  商業・業務機能の充実にに向けた再開発の促進

広域交流・業務ゾーン

-  にぎわいある交流・業務空間の形成に向けた特定用途誘導地区などの導入の検討
-  本港区におけるいづろ・天文館地区などとの連携が図られた土地利用の誘導
-  浜町・番街区再開発事業の推進

地域商業・サービスゾーン

-  幹線道路沿道における商業・サービス機能や都市型居住の誘導に向けた特定用途誘導地区の導入などの検討
-  団地核における拠点の形成に向けた生活利便施設の立地誘導

職住共生ゾーン

-  玉里団地の幹線道路沿道における職住育近接型のまちづくりに向けた居住環境向上用途誘導地区などの活用

生活環境保全ゾーン

-  良好な居住環境の形成に向けた住民主導による地区計画などの活用の促進

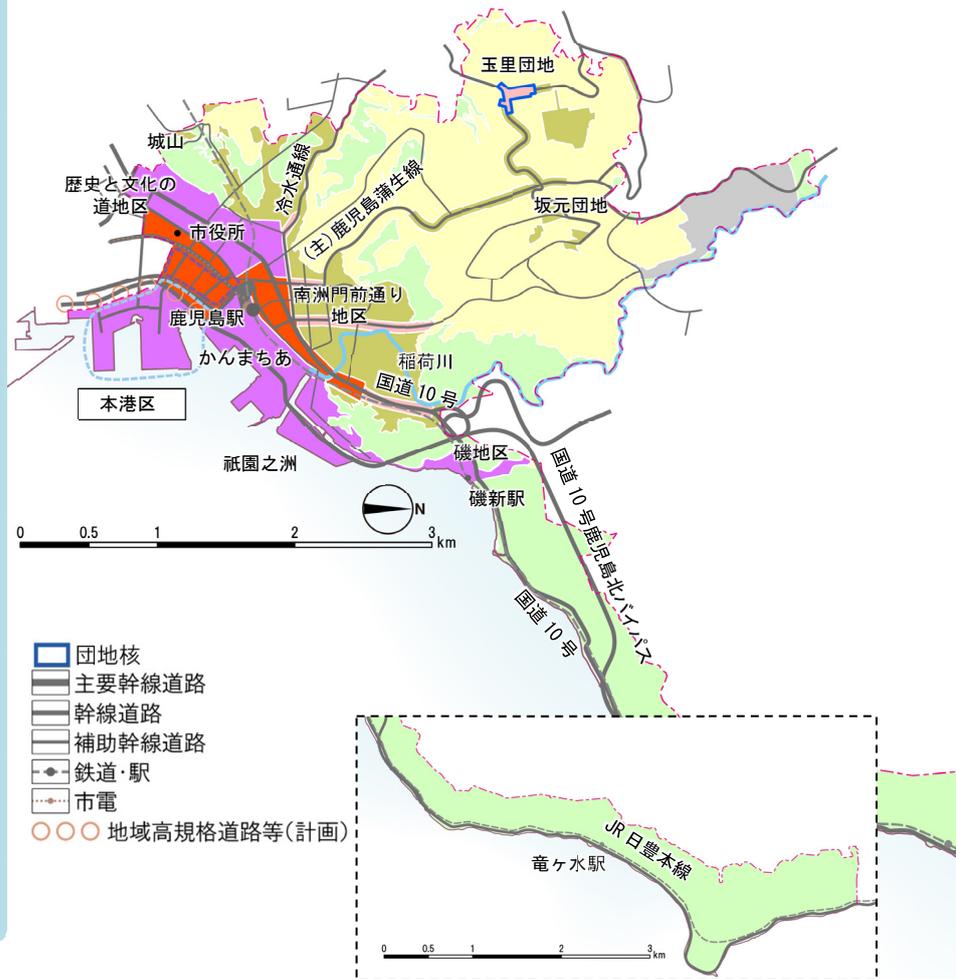
田園集落ゾーン

-  良好な集落機能を維持するための「市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」の運用

自然環境保全・活用ゾーン

-  斜面緑地の保全に向けた緑地保全制度の活用

◆整備方針図



◆整備方針（地区全体）

-  公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討

- 空き家・空き地等の民間資源の活用
- 空き店舗の有効活用の検討

-  国道10号鹿児島北バイパス・県道鹿児島蒲生線の整備促進

- 冷水通線の整備推進
- 交通混雑の著しい交差点改良の検討
- 公共交通の利用促進措置に応じた駐車場などの附置義務軽減の検討
- 民間開発と連携した公共交通や自転車などの利用促進措置の検討

- バリアフリー環境の整備推進
- 自転車走行ネットワーク整備推進
- コミュニティサイクルの運営
- 車中心から人中心への道路のあり方の検討

-  エリアマネジメントの促進

- 路面電車観光路線の新設検討
- 磯新駅の設置促進
- 地域主体による住宅団地の活性化に向けた取組の促進
- 中央公園、上町ふれあい広場（かんまちあ）の活用



- 崖地に近接する住宅の移転促進
- 急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
- 稲荷川の流域における治水対策の推進
- 無電柱化の促進
- 民間開発と連携した一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備促進
- 災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
- 危険な空き家等の解体などの促進
- 鹿児島らしい夜間景観の形成と統一感のある都市サインの設置促進



- 市民や事業者などとの協働による緑化の促進
- 公園の再整備や安全対策の推進
- 民有地の借上げなどによる公園整備の推進
- 市電軌道敷緑化の維持・保全
- 城山公園自然の森再生・城山自然遊歩道の活用
- 歴史と文化の道地区・南洲門前通り地区・磯地区における景観計画を活用した景観づくりの促進
- 世界文化遺産の保全・活用

3. 鴨池地区

◆地区のまちづくり構想

-  幹線道路沿道における都市機能の集約と都市型居住の誘導
-  臨港道路の整備促進などによる交通の円滑化
-  スポーツ・娯楽レクリエーション機能などを生かした広域的な交流空間の形成
-  浸水や土砂災害などに備えた災害に強いまちづくりの推進
-  桜島を望むロケーションを生かした親水性と緑あふれる都市空間の形成

◆整備方針（ゾーン毎）

- 中心商業・サービスゾーン**
 -  広域的な拠点形成に向けた特定用途誘導地区の導入などの検討
 -  商業・業務機能の充実にに向けた再開発の促進
- 広域交流・業務ゾーン**
 -  与次郎ヶ浜におけるスポーツ・娯楽レクリエーション機能と県庁周辺に隣接した業務機能を中心とした土地の有効活用の促進
 -  県庁周辺における業務拠点としての交流空間の形成に向けた地区計画による環境整備などの促進
- 地域商業・サービスゾーン**
 -  商業・サービス機能や都市型居住の誘導に向けた特定用途誘導地区の導入などの検討
- 職住共生ゾーン**
 -  桜ヶ丘団地などの幹線道路沿道における職住近接型のまちづくりに向けた居住環境向上用途誘導地区などの活用
- 生活環境保全ゾーン**
 -  良好な居住環境の形成に向けた住民主導による地区計画などの活用の促進
- 複合産業ゾーン**
 -  金属団地における地区計画等を併用した用途地域の見直しなどの検討
- 自然環境保全・活用ゾーン**
 -  斜面緑地の保全に向けた緑地保全制度の活用

◆整備方針図



◆整備方針（地区全体）

- 
 - 公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
 - 空き家・空き地等の民間資源の活用
 - 空き店舗の有効活用の検討
- 
 - 臨港道路・鹿児島東西幹線道路・鹿児島南北幹線道路の整備促進
 - 地域生活道路の整備推進
 - 交通混雑の著しい交差点改良の検討
 - 公共交通の利用促進措置に応じた駐車場などの附置義務軽減の検討
 - 民間開発と連携した公共交通や自転車などの利用促進措置の検討
 - バリアフリー環境の整備推進
 - 自転車走行ネットワークの整備推進
 - コミュニティサイクルの運営
 - 車中心から人中心への道路のあり方の検討
- 
 - エリアマネジメントの促進
 - 児童相談所の候補地としての検討
 - 地域主体による住宅団地の活性化に向けた取組の促進
- 
 - 崖地に近接する住宅の移転促進
 - 急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
 - 甲突川などの流域における治水対策の推進
 - 無電柱化の促進
 - 民間開発と連携した一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備促進
 - 災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
 - 危険な空き家等の解体などの促進
- 
 - 市民や事業者などとの協働による緑化の促進
 - 公園の再整備や安全対策の推進
 - 市電軌道敷緑化の維持・保全
 - 市街地における身近で貴重な河川空間の保全・活用

4. 城西地区

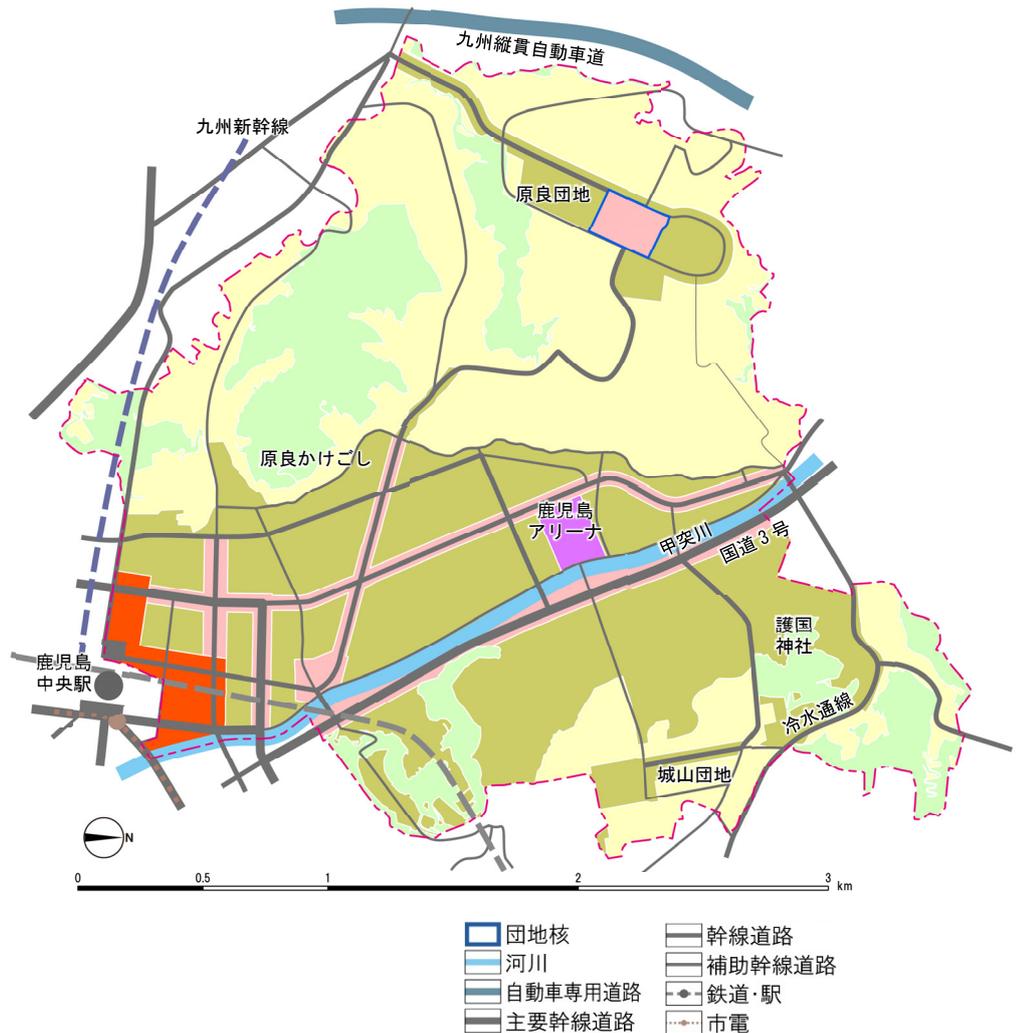
◆地区のまちづくり構想

-  幹線道路沿道などにおける拠点性の向上と都市型居住の誘導
-  冷水通線の整備推進などによる交通の円滑化や交通手段の確保による利便性の向上
-  鹿児島中央駅西口周辺を中心とした都市空間の形成
-  浸水や土砂災害などに備えた災害に強いまちづくりの推進
-  甲突川や護国神社周辺などの自然環境の保全・活用

◆整備方針（ゾーン毎）

- 中心商業・サービスゾーン**
 -  広域的な拠点形成に向けた特定用途誘導地区の導入などの検討
 -  商業・業務機能の充実に向けた再開発の促進
- 広域交流・業務ゾーン**
 -  広域的な交流空間の形成に向けた用途地域見直しの検討
- 地域商業・サービスゾーン**
 -  幹線道路沿道における商業・サービス機能や都市型居住の誘導に向けた特定用途誘導地区の導入などの検討
 -  団地核における拠点の形成に向けた生活利便施設の立地誘導
- 職住共生ゾーン**
 -  住宅団地の幹線道路沿道などにおける職住育近接型のまちづくりに向けた居住環境向上用途誘導地区などの活用
- 生活環境保全ゾーン**
 -  良好な居住環境の形成に向けた住民主導による地区計画などの活用の促進
- 自然環境保全・活用ゾーン**
 -  斜面緑地の保全に向けた緑地保全制度の活用

◆整備方針図



◆整備方針（地区全体）

-  ● 公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
-  ● 空き家・空き地等の民間資源の活用
-  ● 空き店舗の有効活用の検討
-  ● 冷水通線などの整備推進
-  ● 交通混雑の著しい交差点改良の検討
-  ● 公共交通の利用促進措置に応じた駐車場などの附置義務軽減の検討
-  ● 民間開発と連携した公共交通や自転車などの利用促進措置の検討
-  ● 公共交通不便地における交通手段の確保
-  ● 自転車走行ネットワークの整備推進
-  ● コミュニティサイクルの運営
- ● エリアマネジメントの促進
- ● 地域主体による住宅団地の活性化に向けた取組の促進
-  ● 崖地に近接する住宅の移転促進
-  ● 急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
-  ● 甲突川の流域における治水対策の推進
-  ● 無電柱化の推進
-  ● 民間開発と連携した一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備促進
-  ● 災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
-  ● 危険な空き家等の解体などの促進
-  ● 市民や事業者などとの協働による緑化の促進
-  ● 公園の再整備や安全対策の推進
-  ● 民有地の借上げなどによる公園整備の推進
- ● かごしま環境未来館・旧島津氏玉里邸庭園の活用
- ● 市街地における身近で貴重な河川空間の保全・活用

5. 武・田上地区

◆地区のまちづくり構想

-  幹線道路沿道などにおける拠点性の向上と都市型居住の誘導
-  鹿児島東西幹線道路の整備促進などによる交通の円滑化
-  陸の玄関口にふさわしい都市空間の創出
-  浸水や土砂災害などに備えた災害に強いまちづくりの推進
-  武岡公園の整備などによる市民のふれあいの場の充実

◆整備方針（ゾーン毎）

◆整備方針図

- 中心商業・サービスゾーン**
 -  広域的な拠点形成に向けた特定用途誘導地区の導入などの検討
 -  商業・業務機能の充実に向けた再開発の促進
 -  鹿児島中央駅西口周辺における陸の玄関口にふさわしい都市空間の創出に向けた低未利用土地の有効活用の促進
- 地域商業・サービスゾーン**
 -  幹線道路沿道における商業・サービス機能や都市型居住の誘導に向けた特定用途誘導地区の導入などの検討
 -  団地核における拠点の形成に向けた生活利便施設の立地誘導
- 職住共生ゾーン**
 -  住宅団地の幹線道路沿道などにおける職住育近接型のまちづくりに向けた居住環境向上用途誘導地区などの活用
 -  田上小学校周辺における土地区画整理事業の検討
- 生活環境保全ゾーン**
 -  良好な居住環境の形成に向けた住民主導による地区計画などの活用の促進
- 複合産業ゾーン**
 -  鹿児島流通業務団地における産業・物流機能の保持・増進に向けた流通業務地区・団地の見直しの検討
- 田園集落ゾーン**
 -  良好な集落機能を維持するための「市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」の運用
- 自然環境保全・活用ゾーン**
 -  武岡公園の整備推進
 -  斜面緑地の保全に向けた緑地保全制度の活用



◆整備方針（地区全体）

-  ● 公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
-  ● 空き家・空き地等の民間資源の活用
-  ● 空き店舗の有効活用の検討
-  ● 鹿児島東西幹線道路の整備促進／武岡線の整備推進
-  ● 交通混雑の著しい交差点改良の検討
-  ● 公共交通の利用促進措置に応じた駐車場などの附置義務軽減の検討
-  ● 民間開発と連携した公共交通や自転車などの利用促進措置の検討
-  ● 自転車走行ネットワークの整備推進
-  ● エリアマネジメントを促進
- ● 地域主体による住宅団地の活性化に向けた取組の促進
-  ● 崖地に近接する住宅の移転促進
-  ● 急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
-  ● 新川などの流域における治水対策の推進
-  ● 無電柱化の促進
-  ● 民間開発と連携した一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備促進
-  ● 災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
-  ● 危険な空き家等の解体などの促進
-  ● 市民や事業者などとの協働による緑化の促進
-  ● 公園の再整備や安全対策の推進
- ● 民有地の借上げなどによる公園整備の推進
- ● かごしま文化工芸村などの活用

6. 谷山北部地区

◆地区のまちづくり構想

-  谷山電停周辺における都市機能の集約と都市型居住の誘導
-  県道小山田谷山線の整備促進などによる交通の円滑化や交通手段の確保による利便性の向上
-  臨海部の低未利用土地の活用による土地利用の促進
-  浸水や土砂災害などに備えた災害に強いまちづくりの推進
-  永田川上流域などの良好な自然環境の保全・活用

◆整備方針（ゾーン毎）

中心商業・サービスゾーン

-  地域の拠点となる商業・サービス機能や都市型居住の誘導に向けた特定用途誘導地区の導入などの検討

地域商業・サービスゾーン

-  幹線道路沿道における商業・サービス機能や都市型居住の誘導に向けた特定用途誘導地区の導入などの検討
-  団地核における拠点の形成に向けた生活利便施設の立地誘導

職住共生ゾーン

-  住宅団地の幹線道路沿道における職住育近接型のまちづくりに向けた居住環境向上用途誘導地区などの活用

生活環境保全ゾーン

-  良好な居住環境の形成に向けた住民主導による地区計画などの活用の促進

複合産業ゾーン

-  旧木材港区の埋立地における周辺の土地利用と調和した土地の有効活用の促進

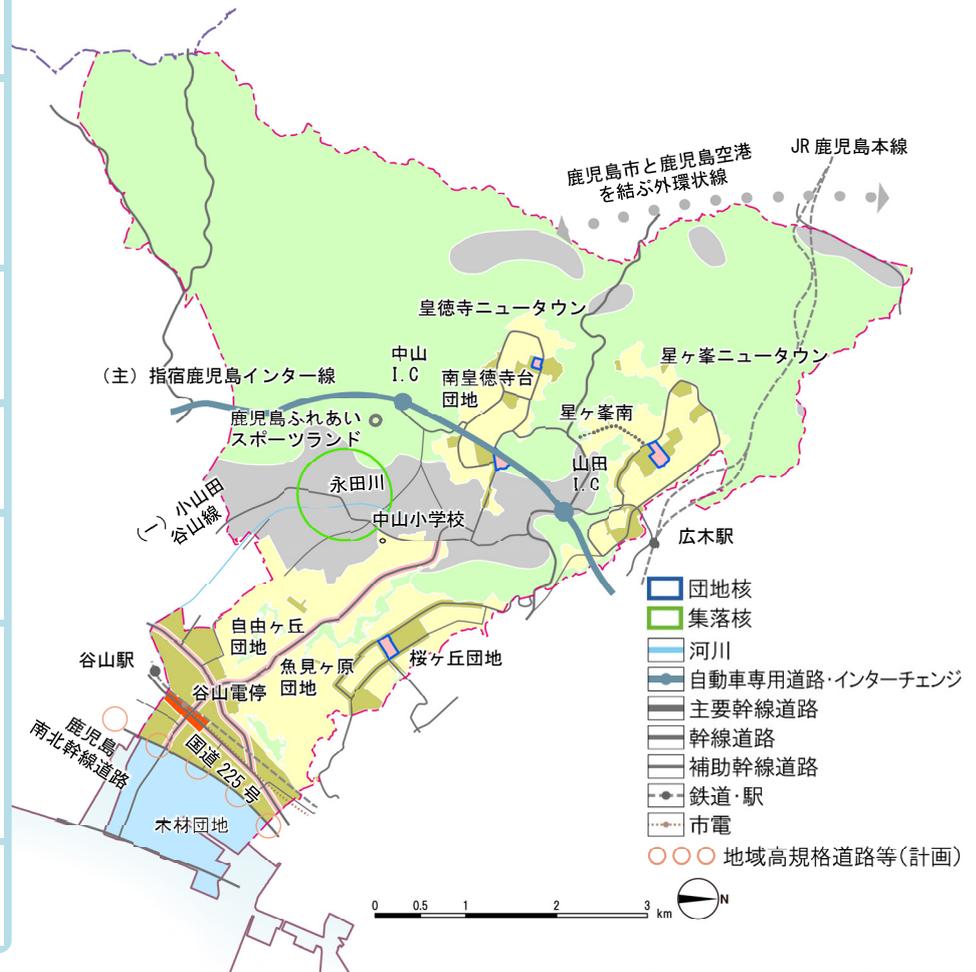
田園集落ゾーン

-  良好な集落機能を維持するための「市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」の運用
-  集落核における店舗などの生活利便施設の誘導に向けた都市計画提案制度による地区計画の活用などの検討

自然環境保全・活用ゾーン

-  斜面緑地の保全に向けた緑地保全制度の活用

◆整備方針図



◆整備方針（地区全体）

-  ● 公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
-  ● 空き家・空き地等の民間資源の活用
-  ● 鹿児島南北幹線道路・県道小山田谷山線の整備促進
- 地域生活道路の整備推進
- 交通混雑の著しい交差点改良の検討
- 公共交通の利用促進措置に応じた駐車場などの附置義務軽減の検討
- 民間開発と連携した公共交通や自転車などの利用促進措置の検討
- 公共交通不便地における交通手段の確保
- バリアフリー環境の整備推進
- 車中心から人中心への道路のあり方の検討
-  ● エリアマネジメントの促進
- 地域主体による住宅団地の活性化に向けた取組の促進
-  ● 崖地に近接する住宅の移転促進
- 急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
- 永田川などの流域における治水対策の推進
- 無電柱化の促進
- 民間開発と連携した一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備促進
- 災害時の拠点や災害廃物の仮置場としての公共施設等の活用
- 危険な空き家等の解体などの促進
-  ● 市民や事業者などとの協働による緑化の促進
- 公園の再整備や安全対策の推進
- 民有地の借上げなどによる公園整備の推進

7. 谷山地区

◆地区のまちづくり構想

-  谷山駅周辺における都市機能の集約と都市型居住の誘導
-  鹿児島南北幹線道路の整備促進などによる交通の円滑化や交通手段の確保による利便性の向上
-  臨海部などの低未利用土地の活用による土地利用の促進
-  土地区画整理事業の推進などによる安心・安全な市街地の形成
-  良好な自然環境と田園集落環境の保全・活用

◆整備方針（ゾーン毎）

中心商業・サービスゾーン

-  谷山駅周辺地区土地区画整理事業の推進
-  地域の拠点となる商業・サービス機能や都市型居住の誘導に向けた特定用途誘導地区の導入などの検討

地域商業・サービスゾーン

-  商業・サービス機能や都市型居住の誘導に向けた特定用途誘導地区の導入などの検討

職住共生ゾーン

-  坂之上などの幹線道路沿道における職住育近接型のまちづくりに向けた居住環境向上用途誘導地区などの活用
-  県農業試験場跡地周辺における広域的な文教・福祉の拠点としての土地の有効利用の促進

生活環境保全ゾーン

-  谷山第三地区土地区画整理事業の推進
-  良好な居住環境の形成に向けた住民主導による地区計画などの活用の促進

複合産業ゾーン

-  幹線道路沿道における後背地の工業地の利便性に供する施設などの立地を許容する複合的な土地利用の誘導

工業ゾーン

-  工業機能の充実に向けた低未利用土地の有効活用の促進

田園集落ゾーン

-  良好な集落機能を維持するための「市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」の運用
-  集落核における店舗などの生活利便施設の誘導に向けた都市計画提案制度による地区計画の活用などの検討

自然環境保全・活用ゾーン

-  慈眼寺公園周辺地区景観計画を活用した景観づくりの促進

◆整備方針図

-  集落核
-  土地区画整理事業の実施地区
-  河川
-  自動車専用道路・インターチェンジ
-  主要幹線道路
-  幹線道路
-  補助幹線道路
-  鉄道・駅
-  人口フレーム保留制度による宅地開発
-  地域高規格道路等(計画)



◆整備方針（地区全体）

-  ● 公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
-  ● 空き家・空き地等の民間資源の活用
-  ● 鹿児島南北幹線道路の整備促進
-  ● 向川原惣福線などの整備促進
-  ● 南清見諏訪線延伸の検討
-  ● 公共交通の利用促進措置に応じた駐車場などの附置義務軽減の検討
-  ● 民間開発と連携した公共交通や自転車などの利用促進措置の検討
-  ● 公共交通不便地における交通手段の確保
-  ● バリアフリー環境の整備推進
-  ● 車中心から人中心への道路のあり方の検討
-  ● エリアマネジメントの促進
-  ● 臨海部の工業地における産業構造の変化に対応した土地利用のあり方の検討
-  ● 崖地に近接する住宅の移転促進
-  ● 急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
-  ● 永田川などの流域における治水対策の推進
-  ● 無電柱化の促進
-  ● 民間開発と連携した一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備促進
-  ● 災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
-  ● 危険な空き家等の解体などの促進
-  ● 市民や事業者などとの協働による緑化の促進
-  ● 公園の再整備や安全対策の推進
-  ● 民有地の借上げなどによる公園整備の推進
-  ● 平川動物公園・錦江湾公園・市民体育館の活用
-  ● 鳥帽子岳や錫山の自然遊歩道などの有効活用の推進

9. 吉野地域

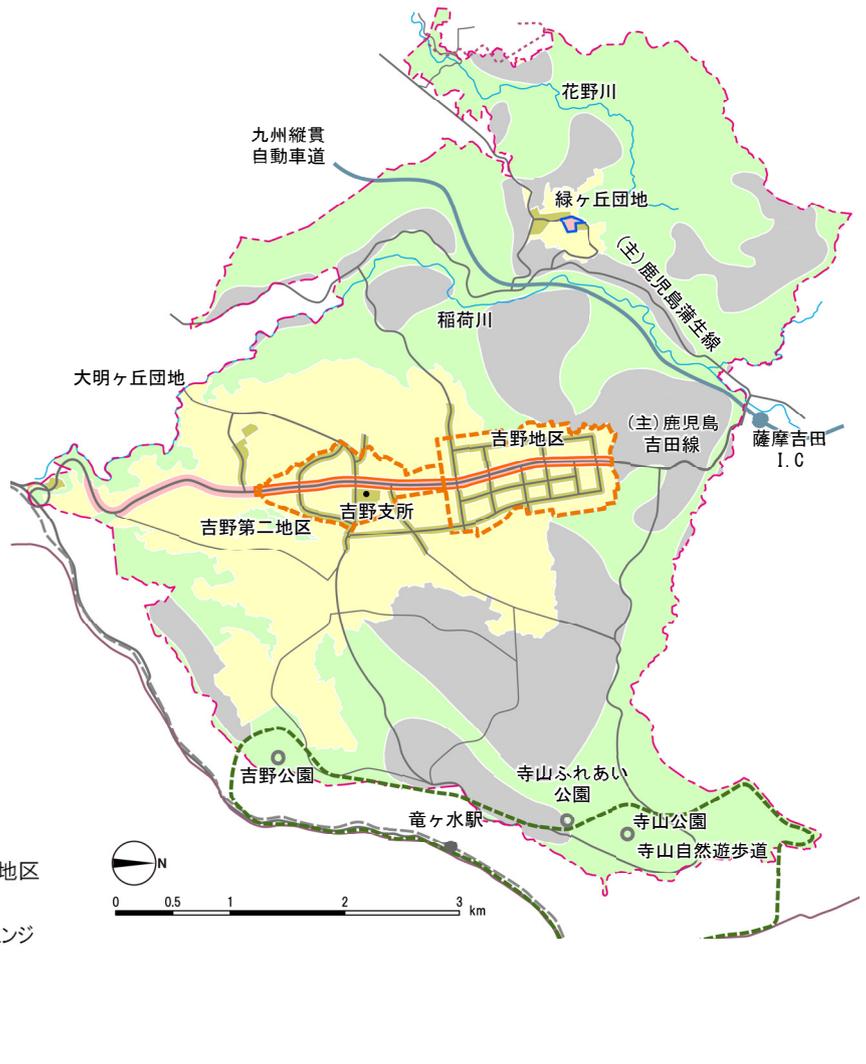
◆地域のまちづくり構想

-  県道鹿児島吉田線沿道などの拠点性の向上
-  県道鹿児島吉田線の整備促進などによる交通の円滑化や交通手段の確保による利便性の向上
-  住宅団地などにおける職住育近接型のまちづくりの推進
-  土地区画整理事業の推進などによる安心・安全な市街地の形成
-  関吉の疎水溝などの世界文化遺産や自然環境の保全・活用

◆整備方針（ゾーン毎）

- 地域商業・サービスゾーン**
 -  地域生活拠点における拠点機能の充実にに向けた特定用途誘導地区の導入などの検討
 -  幹線道路沿道における商業・サービス機能や都市型居住の誘導に向けた特定用途誘導地区の導入などの検討
 -  団地核における拠点の形成に向けた生活利便施設の立地誘導
- 職住共生ゾーン**
 -  大明ヶ丘団地の幹線道路沿道などにおける職住育近接型のまちづくりに向けた居住環境向上用途誘導地区などの活用
- 生活環境保全ゾーン**
 -  吉野地区や吉野第二地区における土地区画整理事業の推進
 -  良好な居住環境の形成に向けた住民主導による地区計画などの活用の促進
 -  身近な緑地の保全に向けた市民農園制度や生産緑地地区の指定などの緑地保全制度の導入の検討
- 田園集落ゾーン**
 -  良好な集落機能を維持するための「市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」の運用
- 自然環境保全・活用ゾーン**
 -  斜面緑地の保全に向けた緑地保全制度の活用

◆整備方針図



◆整備方針（地域全体）

-  ● 公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
-  ● 空き家・空き地等の民間資源の活用
-  ● 県道鹿児島吉田線・県道鹿児島蒲生線の整備促進
-  ● 交通混雑の著しい交差点改良の検討
-  ● 公共交通不便地における交通手段の確保
-  ● エリアマネジメントの促進
-  ● 地域主体による住宅団地の活性化に向けた取組の促進
-  ● 崖地に近接する住宅の移転促進
-  ● 急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
-  ● 稲荷川などの流域における治水対策の推進
-  ● 民間開発と連携した一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備促進
-  ● 災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
-  ● 危険な空き家等の解体などの促進
-  ● 市民や事業者などとの協働による緑化の促進
-  ● 公園の再整備や安全対策の推進
-  ● 民有地の借上げなどによる公園整備の推進
-  ● 吉野公園・寺山ふれあい公園・寺山自然遊歩道などの活用
-  ● グリーン・ツーリズムの推進
- ● 世界文化遺産の保全・活用

10. 吉田地域

◆地域のまちづくり構想

-  県道鹿児島吉田線沿道などの拠点性の向上と農村集落における生活利便性の確保
-  県道鹿児島蒲生線の整備促進などによる交通の円滑化や交通手段の確保による利便性の向上
-  薩摩吉田インターチェンジ周辺などにおける産業機能の充実
-  浸水や土砂災害などに備えた災害に強いまちづくりの推進
-  農村地域や豊かな自然環境の保全・活用

◆整備方針（ゾーン毎）

- 地域商業・サービスゾーン**
 -  地域生活拠点や団地核における拠点機能の充実と拠点の形成に向けた生活利便施設の立地誘導
- 職住共生ゾーン**
 -  牟礼岡団地の幹線道路沿道における職住育近接型のまちづくりに向けた働く場などの立地誘導
- 生活環境保全ゾーン**
 -  良好な居住環境の形成に向けた住民主導による地区計画などの活用の促進
 -  都市基盤が未整備の住宅地における生活道路などの整備推進
 -  良好な居住環境の形成に向けた開発許可の規模の引き下げなどの検討
- 田園集落ゾーン**
 -  農業生産環境と調和した土地利用の誘導に向けた、地域北部や東部の都市計画区域などの指定と地域南部の特定用途制限地域の活用などの検討
 -  集落核における生活利便施設の誘導に向けた特定用途制限地域の活用
- 自然環境保全・活用ゾーン**
 -  一団の自然環境の保全に向けた地域南部の特定用途制限地域の活用などの検討
 -  地域の歴史資源を生かした自然環境の有効活用
- 自然公園・森林ゾーン**
 -  一団の山林自然環境の保全

◆整備方針図



◆整備方針（地域全体）

-  ● 公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
-  ● 空き家・空き地等の民間資源の活用
-  ● 県道鹿児島蒲生線などの整備促進
-  ● 公共交通不便地における交通手段の確保
-  ● エリアマネジメントの促進
-  ● 地域主体による住宅団地の活性化に向けた取組の促進
-  ● 吉田文化体育センターなどの活用
-  ● 崖地に近接する住宅の移転促進
-  ● 急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
- ● 思川などの流域における治水対策の推進
- ● 災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
- ● 危険な空き家等の解体などの促進
-  ● 市民や事業者などとの協働による緑化の促進
-  ● 公園の再整備や安全対策の推進
-  ● 民有地の借上げなどによる公園整備の推進
-  ● 牟礼岡自然遊歩道、輝楽里よしだ館などの活用
-  ● 合併処理浄化槽の設置促進
-  ● 河川環境の保全と身近に水辺が感じられる空間としての活用
-  ● 森林資源の育成・水源かん養のための森林整備

11. 桜島地域

◆地域のまちづくり構想

-  桜島支所周辺の拠点機能の充実と東桜島合同庁舎周辺などにおける生活利便性の確保
-  国道 224 号の整備促進などによる交通の円滑化や陸上交通機関との連携による利便性の向上
-  広域的な観光・レクリエーションゾーンとしての魅力の向上
-  火山防災対策の充実による桜島と共生したまちづくりの推進
-  桜島や錦江湾などの豊かな自然環境の保全・活用

◆整備方針（ゾーン毎）

- 田園集落ゾーン**
 -  地域生活拠点における拠点機能の充実に向けた生活利便施設の誘導
 -  地域東部における良好な集落機能を維持するための「市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」の運用
 -  東桜島合同庁舎周辺の集落核における店舗などの生活利便施設の誘導に向けた都市計画提案制度による地区計画の活用などの検討
 -  桜洲小学校周辺の集落核における店舗などの生活利便施設の立地誘導
 -  農業生産環境と調和した土地利用の誘導に向けた、地域西部の都市計画区域などの指定の検討
 -  桜島港周辺における観光・レクリエーション機能の充実に向けた既存施設や低未利用土地の活用
 -  農村集落の生活環境の改善に向けた道路の計画的な整備
 -  避難港としての機能の充実に向けた野尻港や白浜港などの改修の推進
 -  桜島港周辺における桜島の玄関口にふさわしい街並みの形成に向けた景観形成重点地区指定の検討
- 自然環境保全・活用ゾーン**
 -  桜島や錦江湾などの雄大な自然環境の活用
- 自然公園・森林ゾーン**
 -  桜島独自の貴重な自然環境の保全

◆整備方針図



◆整備方針（地域全体）

-  ● 公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
-  ● 空き家・空き地等の民間資源の活用
-  ● 改新交流センターの活用
-  ● 国道 224 号・県道桜島港黒神線の整備促進
-  ● エリアマネジメントの促進
-  ● 体感的な観光・レクリエーションの推進
-  ● 湯之平展望所、有村溶岩展望所、溶岩なぎさ公園足湯などの活用
-  ● 桜島総合体育館、桜島溶岩グラウンドなどの活用
-  ● よりみちクルーズ船の運航及びサクラジマアイランドビューの運行・活用
-  ● 崖地に近接する住宅の移転促進
-  ● 急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
-  ● 降灰の早期除去体制の維持や降灰除去事業の推進
-  ● 桜島火山観測研究体制の維持・避難体制の充実及び避難施設などの維持管理
-  ● 災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
-  ● 危険な空き家等の解体などの促進
-  ● 市民や事業者などとの協働による緑化の促進
-  ● 公園の再整備や安全対策の推進
-  ● 裾野にひろがる溶岩原や錦江湾などの霧島錦江湾国立公園の恵まれた自然環境の保全
-  ● 火の島めぐみ館の活用
-  ● 合併処理浄化槽の設置促進

12. 喜入地域

◆地域のまちづくり構想

-  喜入支所周辺の拠点性の向上と鉄道駅周辺などにおける生活利便性の確保
-  国道 226 号の整備促進などによる交通の円滑化や交通手段の確保による利便性の向上
-  臨海部などの低未利用土地の活用による産業機能の充実
-  津波や土砂災害などに備えた災害に強いまちづくりの推進
-  自然海岸や山林などの豊かな自然環境や景観の保全・活用

◆整備方針（ゾーン毎）

| | |
|---|---|
| <p>地域商業・サービスゾーン</p> <ul style="list-style-type: none">  地域生活拠点における拠点機能の充実に向けた生活利便施設の立地誘導 | <p>複合産業ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none">  臨海部における低未利用土地の活用による産業の立地誘導 |
| <p>職住共生ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none">  喜入支所周辺における職住育近接型のまちづくりに向けた働く場などの立地誘導 | <p>田園集落ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none">  集落核における生活利便施設の誘導に向けた特定用途制限地域の活用  優良な農業生産環境や緑豊かな集落景観の保全に向けた特定用途制限地域の活用などの検討  喜入旧麓地区景観計画を活用した景観づくりの促進  農村集落の生活環境の改善に向けた道路・公園などの計画的な整備 |
| <p>生活環境保全ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none">  良好な居住環境の形成に向けた住民主導による地区計画などの活用の促進  良好な居住環境の形成に向けた、開発許可の規模の引き下げなどの検討 | <p>自然環境保全・活用ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none">  一団の自然環境保全に向けた特定用途制限地域の活用などの検討 <p>自然公園・森林ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none">  一団の山林自然環境の保全 |

◆整備方針図



◆整備方針（地域全体）

-  公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
-  空き家・空き地等の民間資源の活用
-  国道 226 号の整備促進
-  県道飯山喜入線の整備促進
-  公共交通不便地における交通手段の確保
-  エリアマネジメントの促進
-  鹿児島ユナイテッド FC トレーニング施設の活用
-  喜入総合体育館などの活用
-  崖地に近接する住宅の移転促進
-  急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
-  八幡川などの流域における治水対策の推進
- 災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
- 危険な空き家等の解体などの促進
-  市民や事業者などとの協働による緑化の促進
-  公園の再整備や安全対策の推進
-  民有地の借上げなどによる公園整備の推進
-  マリンピア喜入・生見海岸の活用
-  観光農業公園（グリーンファーム）を活用したグリーン・ツーリズムの推進
-  合併処理浄化槽の設置促進
-  河川環境の保全と身近に水辺が感じられる空間としての活用
-  森林資源の育成・漁業生産基盤の充実

13. 松元地域

◆地域のまちづくり構想

- 薩摩松元駅周辺などの拠点性の向上と農村集落における生活利便性の確保
- 県道永吉入佐鹿児島線の整備促進などによる交通の円滑化や交通手段の確保による利便性の向上
- 松元インターチェンジ周辺などにおける産業機能の充実
- 浸水や土砂災害などに備えた災害に強いまちづくりの推進
- 豊かな自然環境や特徴的な景観の保全・活用

◆整備方針（ゾーン毎）

| | |
|--|---|
| <p>地域商業・サービスゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活拠点における拠点機能の充実に向けた生活利便施設の立地誘導 | <p>複合産業ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域交通網の活用などによる工業・流通系などの立地誘導 |
| <p>職住共生ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 県道鹿児島東市来線などの沿道における職住育近接型のまちづくりに向けた働く場などの立地誘導 | <p>田園集落ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落核における生活利便施設の誘導に向けた特定用途制限地域の活用 優良な農業生産環境や緑豊かな集落景観の保全に向けた特定用途制限地域の活用などの検討 農村集落の生活環境の改善に向けた道路・公園などの計画的な整備 |
| <p>生活環境保全ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な居住環境の形成に向けた住民主導による地区計画などの活用の促進 都市基盤が未整備の住宅地における生活道路や公園の計画的な整備の推進 良好な居住環境の形成に向けた開発許可の規模の引き下げなどの検討 | <p>自然環境保全・活用ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 一団の自然環境保全に向けた特定用途制限地域の活用などの検討 特徴的な景観を形成する茶畑などの田園風景の保全 |
| | <p>自然公園・森林ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 一団の山林自然環境の保全 |

◆整備方針図



◆整備方針（地域全体）

- 公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
- 空き家・空き地等の民間資源の活用
- 県道永吉入佐鹿児島線・県道松元川辺線の整備促進
- 公共交通不便地における交通手段の確保
- エリアマネジメントの促進
- 松元平野岡体育館や茶山ドームまつもの活用
- 崖地に近接する住宅の移転促進
- 急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
- 下谷口川などの流域における治水対策の推進
- 災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
- 危険な空き家等の解体などの促進
- 市民や事業者などとの協働による緑化の促進
- 公園の再整備や安全対策の推進
- 民有地の借上げなどによる公園整備の推進
- 都市農村交流センターお茶の里を活用したグリーン・ツーリズムの推進
- 合併処理浄化槽の設置促進

14. 郡山地域

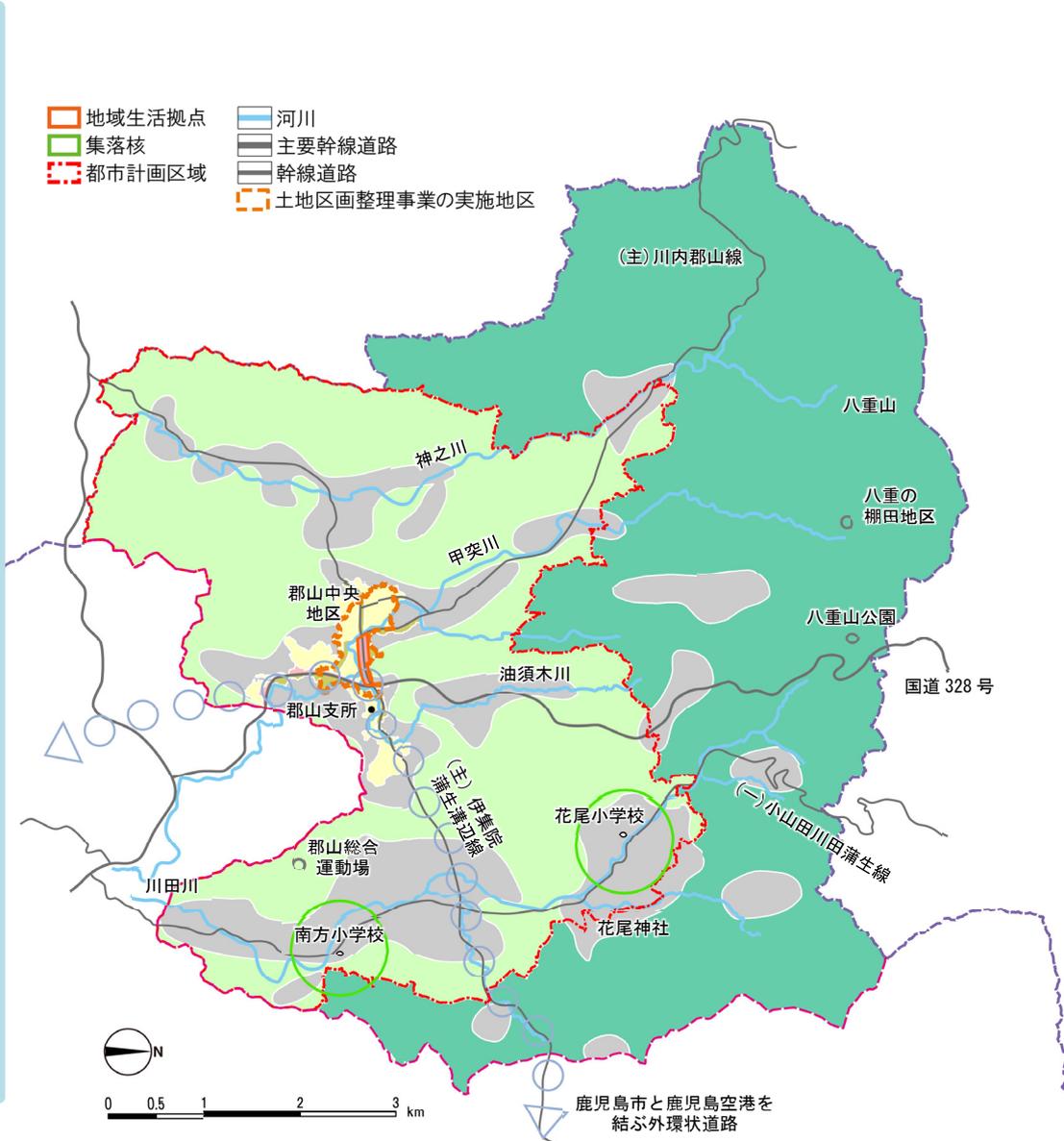
◆地域のまちづくり構想

-  県道伊集院蒲生溝辺線沿道の拠点性の向上と農村集落における生活利便性の確保
-  県道川内郡山線の整備促進などによる交通の円滑化や交通手段の確保による利便性の向上
-  幹線道路沿道における職住育近接型のまちづくりの推進
-  土地区画整理事業の推進などによる安心・安全な市街地の形成
-  八重の棚田地区などの景観や豊かな自然環境の保全・活用

◆整備方針（ゾーン毎）

- 地域商業・サービスゾーン**
 -  地域生活拠点における拠点機能の充実に向けた生活利便施設の立地誘導
- 職住共生ゾーン**
 -  国道328号などの沿道における職住育近接型のまちづくりに向けた働く場などの立地誘導
- 生活環境保全ゾーン**
 -  郡山中央土地区画整理事業の推進
 -  良好な居住環境の形成に向けた住民主導による地区計画などの活用の促進
 -  都市基盤が未整備の住宅地における生活道路や公園の計画的な整備の推進
 -  良好な居住環境の形成に向けた開発許可の規模の引き下げなどの検討
- 田園集落ゾーン**
 -  集落核における生活利便施設の誘導に向けた特定用途制限地域の活用
 -  優良な農業生産環境や緑豊かな集落景観の保全に向けた特定用途制限地域の活用などの検討
 -  農村集落の生活環境の改善に向けた道路・公園などの計画的な整備の推進
- 自然環境保全・活用ゾーン**
 -  一団の自然環境保全に向けた特定用途制限地域の活用などの検討
- 自然公園・森林ゾーン**
 -  八重の棚田地区景観計画を活用した景観づくりの促進

◆整備方針図



◆整備方針（地域全体）

-  ● 公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
-  ● 空き家・空き地等の民間資源の活用
-  ● 県道伊集院蒲生溝辺線・県道川内郡山線の整備促進
-  ● 公共交通不便地における交通手段の確保
-  ● エリアマネジメントの促進
-  ● 郡山総合運動場などの活用
-  ● 崖地に近接する住宅の移転促進
-  ● 急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
-  ● 甲突川などの流域における治水対策の推進
-  ● 原子力災害時の避難経路の整備促進
-  ● 災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
-  ● 危険な空き家等の解体などの促進
-  ● 市民や事業者などとの協働による緑化の促進
-  ● 公園の再整備や安全対策の推進
-  ● 民有地の借上げなどによる公園整備の推進
-  ● 合併処理浄化槽の設置促進
-  ● 八重山公園、八重山自然遊歩道などの活用
-  ● 河川環境の保全と身近に水辺が感じられる空間としての活用

4 構想推進のために

構想推進のための基本方針

これからのまちづくりには、地域が持つ魅力や資源を生かし、多様化している市民のニーズに応えていく、きめ細かな取組が必要です。また、身近なまちづくりについて、市民自らが主体的に参画しようとする動きが広がるなか、これまで以上に市民参加を実効性のあるものとする必要があります。

本市では、行政からのまちづくり情報の積極的な発信・提供や、市民、地域団体、NPO、事業者などの多様な主体による協働のまちづくりを進めていきます。

また、市民や企業の発意・企画を生かした、きめ細かく柔軟な都市計画の決定や運用など、市民や企業の力を活用する制度の導入などにより、効果的・効率的なまちづくりを実現していきます。

構想推進のための実施方針

●都市計画・まちづくりに関する情報の共有

まちづくりに関心のある市民などが、情報を容易に入手でき、わかりやすく、使いやすい環境整備を推進するとともに、様々な媒体を活用して、共有を図ります。

●地域のまちづくり活動への支援

市政出前トークやワークショップなどに取り組むことでまちづくりへの関心を高め、参画しやすい環境づくりを図ります。また、市民や地域の自主的なまちづくり活動に対して、アドバイザーの派遣などによる助言や支援制度を検討し、地域主体のまちづくり活動を促進します。

●市民参画によるまちづくりの実現手法

実現に向けて、「都市計画提案制度」や「地区計画」、「建築協定」などを活用し、市民参画を促進します。

皆様のご意見をお寄せください！

パブリックコメントや地域別意見交換会等を通じて、幅広く市民の皆様のご意見をお聞きしながら都市マスタープランの策定を進めていきます。

地域の皆さんとの意見交換【地域別意見交換会】

市内10地域・地区において、意見交換会を開催します。

新型コロナウイルス感染症対策として、事前申し込み制としますので、10月13日（水）までに、都市計画課へお申し込みください。

書面やメールなどで意見を提出【パブリックコメント】

都市マスタープランに対するご意見は、住所、氏名、年代、電話番号をご記入のうえ、郵便、FAX、電子申請、Eメールで提出をお願いします。

【提出期限】11月1日（月）（消印有効）

都市マスタープランの内容は、本庁、各支所、地域公民館などのほか、市ホームページでもご覧いただけます。

※ご希望の方には資料を送付します。
詳しくはお問い合わせください。

QRコード

パブリックコメントの詳細(電子申請 URL など)はこちら➡

| 日 | 時間 | 場所 | 対象地域・地区 |
|-----------|-------------|--------------|----------------------|
| 10月21日(木) | 19:00~20:30 | 郡山公民館 | 郡山地域 |
| 10月23日(土) | 10:00~11:30 | 桜島港フェリーターミナル | 桜島地域 |
| | 15:00~16:30 | 鴨池公民館 | 鴨池地区 武・田上地区 |
| | 19:00~20:30 | 市民福祉プラザ | 中央地区 上町地区 城西地区 |
| 10月25日(月) | 19:00~20:30 | 吉田公民館 | 吉田地域 |
| 10月27日(水) | 19:00~20:30 | 吉野公民館 | 吉野地域 |
| 10月28日(木) | 19:00~20:30 | 伊敷公民館 | 伊敷地域 |
| 10月30日(土) | 10:00~11:30 | 松元支所 | 松元地域 |
| | 15:00~16:30 | 喜入公民館 | 喜入地域 |
| | 19:00~20:30 | 谷山北公民館 | 谷山地区 谷山北部地区 |

お問い合わせ 申込・意見の送付はこちら

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1

鹿児島市役所 建設局 都市計画部 都市計画課

TEL: 099-216-1378 FAX: 099-216-1398

メール: toshikeikaku@city.kagoshima.lg.jp

ホームページ: <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

かごしま都市マスタープランの
策定情報はこちらからも

かごしま都市マスタープラン 検索

QRコード

